入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成29年 9月13日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長　永田　勝則

調達機関番号　017　所在地番号　47

１　調達内容
（１）品目分類番号　７１、２７
（２）調達件名及び数量　国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク
及びコンピュータ設備保守業務委託　一式
（３）調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による
（４）契約期間　平成29年11月 1日　から　平成30年 3月31日　まで
（５）履行場所　国立療養所沖縄愛楽園
（６）入札方法　入札金額については、履行に要する一切の費用を織り込んだ額とすること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を入札書に記載すること。
（7）入札（現場）説明会　なし

２　競争参加に必要な資格
（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
（２）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
（３）平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供（情報処理・ソフトウェア開発・その他）」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
（４）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
（５）厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。
（６）過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
（７）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）　③船員保険
④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険

３　契約条項等を示す場所
沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課会計班及び当園ホームページ

４　入札説明書及び仕様書の交付
（１）入札書の提出場所及び問合せ先
〒905-1635　沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園　補給係長　井手　尚文
0980-52-8331　（内線8021）

（２）入札説明書等の交付場所
本公告の公示の日から３の場所にて交付する。
また、当園ホームページ http://www.nhds.go.jp/~airakuen/site から、
入札に必要な書類をダウンロードしても可とする。
（３）入札書の受領期限
電子調達システムの場合　　平成29年10月13日　9時00分
紙入札の場合　　平成29年10月13日　9時00分
（４）開札の日時及び場所
平成29年10月13日　10時00分
国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室

5　電子調達システムの利用
本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

6　その他
（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
（２）入札保証金及び契約保証金　免除
（３）入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、上記書類と併せて、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
（４）入札の無効
本公告に示した競争に参加する資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札説明書、仕様書等で示した入札に関する条件に違反した入札及び電子調達システムを利用する者においてはICカードを不正に使用した入札は無効とする。また、入札に参加した者が、（３）の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは契約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
（５）契約書作成の要否　要
（６）落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
（７）手続きにおける交渉の有無　無

以上

【本件担当、連絡先】
住所：沖縄県名護市字済井出1192番地
担当：　事務部　会計課　補給係長　　井手　尚文
TEL：　0980-52-8331
FAX：　0980-52-8967
e-mail:　kaikeikk@airakuen.nhds.go.jp

入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園　事務部長　永田　勝則

２　調達内容
（１）契約件名及び数量　国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク及びコンピュータ設備保守業務委託　一式
（２）調達件名の特質等　仕様書による
（３）履行期間　平成29年11月 1日　から　平成30年 3月31日　まで
（４）履行場所　国立療養所沖縄愛楽園
（５）入札説明会　なし
※質疑等があれば、平成29年10月4日17:00までに支出負担行為担当官宛て別紙８により提出すること。当該質疑に対する回答は、平成29年10月6日終日までに入札参加希望確認ができた者に対し行う。
（６）入札方法
イ　入札金額については、履行に要する一切の費用を織り込んだ額とすること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を記載した入札書を提出すること。
ロ　入札者は、入札説明書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
（７）入札保証金及び契約保証金は免除する。

３　競争参加資格
（１）次の者は、競争に参加する資格を有さない。
イ　予決令第70条の規定に該当する者。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
ロ　予決令第71条の規定に該当する者。
（２）平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）で「役務の提供（情報処理・ソフトウェア開発・その他）」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。（但し指名停止期間中にある者は除く。）
（３）次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
（ア）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
（イ）経営の状況または信頼度が極度に悪化している者。
（４）厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。
（５）過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
（６）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）　③船員保険
④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険
注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4　入札参加申込手続き

（1）申込方法 この入札に参加しようとする者は、次の書類（証明書等）を受領期限までに提出すること。

イ　入札参加申込書

（ｲ）　確認書（電子調達システムにより入札を行う者）

（ﾛ）　紙入札方式参加願（別紙７）（紙入札方式により入札を行う者）

ロ　平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写

ハ　競争参加資格確認申請書（添付のもの、準じた形式で作成しても可）

（2）電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいづれかとする。

番号	使用するアプリケーション	存するファイル形式
1	一太郎	Ver.10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以上のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以上のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

（3）ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とし、自己解凍方式は不可とする。

（4）ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合、送信しようとするファイルの容量が電子調達システムの制限を超える（１MBを超えるファイル容量）場合は電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「競争参加資格決定通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接５の（２）の担当者に手渡すこと。

直接手渡すことが出来ない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に５の（２）にその旨を連絡すること。

※電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加出来ないので注意すること。

5　入札書及び関係書類の提出場所等

（1）電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム　https://www.geps.go.jp

（2）入札書の提出場所、契約事項を示す場所及び入札、契約の内容等に関する照会先

〒905-1635　　沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園　補給係長　井手　尚文

0980-52-8331　（内線8021）

（3）仕様書の内容等に関する照会先

上記（２）に同じ

（4）証明書等の受領期限

電子調達システムの場合　　平成29年10月12日　12時00分

紙入札の場合　　平成29年10月12日　12時00分

（5）入札書の受領期限

イ　電子調達システムの受領期限

平成29年10月13日　9時00分

ロ　紙入札方式による入札書の受領期限

平成29年10月13日　9時00分

（６）入札書の提出方法

イ　電子調達システムによる場合

(ｲ)　入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

(ﾛ)　当該入札に使用するICカードを限定するとともにその登録を行うためICカード確認書を提出すること。

なお、代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者（本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。）は、年間委任状を書面にて提出すること。

当該入札にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。

(ﾊ)　入札書の記載事項

ａ 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

ｂ 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

ｃ 入札書は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。（電子認証書を取得している者であること。）

ｄ その他必要な事項を記載するものとする。

ロ　紙による入札の場合

(ｲ)　入札書の記載事項

ａ 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

ｂ 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

ｃ 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日又は郵送の日とする。

ｄ 入札書には、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印）しなければならない。但し、外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。

なお、代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状を提出しなければならない。

ｅ その他必要な事項を記載するものとする。

(ﾛ)　入札書の提出

ａ 入札書は、入札書の受領期限までに原則、直接提出するものとし、やむを得ない場合は、支出負担行為担当官宛郵送等することができる。

ｂ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に法人名等（代理人を含む。）及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」を朱書するものとする。また、郵送等する場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」、中封筒に法人名等（代理人を含む。）及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書するものとし、入札書の受領期限までに到達するように提出しなければならない。

ｃ この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書、保険料納付にかかる申立書、及び自己申告書の３部を提出しなければならない。

（７）入札の無効

イ　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の１に該当する入札は無効とする。

(ｲ) 委任状が提出されていない代理人のした入札

(ﾛ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

(ﾊ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることがでる。）を欠く入札（電子調達システムによる掲合は、電子認証書を取得していない者のした入札）

(ﾆ) 金額を訂正した入札

(ﾎ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(ﾍ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札

(ﾄ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の

入札
(ﾁ) 入札時点において、当本部から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
(ﾘ) 資格審査関係資料等が支出負担行為担当官が行う審査の結果、不適格とされた者のした入札
(ﾇ) 5の（6）の口の（ﾛ）のｃの当該書類を提出せず、また虚偽の誓約をし、若しくは当該宣誓・申立・申告に反することとなった者のした入札

口　電子調達参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子調達参加者の入札への参加を認めない。

（８）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（９）開札の日時及び場所

平成29年10月13日　10時00分
沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園 管理棟2階会議室

（１０）開札

イ　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。但し、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

口　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

ハ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

二　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

ホ　電子調達システム参加者の障害により電子調達による入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として復数の電子調達による入札参加者が参加できない場合には、入札書受信締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。

・天災
・広域・地域的停電
・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
・その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（但し、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

ヘ　電子調達ヘルプデスク又は発注者側の障害が発生した場合は、電子調達ヘルプデスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子調達による入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、復旧障害の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

ト　入札締切予定時間になっても入札書が電子調達サーバーに未到達であり、かつ電子調達による入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。

チ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。再度入札の時間については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととする。電子調達による入札者は、再度入札通知書を必ず確認すること。紙入札業者は、入札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。
なお、紙入札者が再度の入札に応ずる意思があり入札書を郵送する場合及び開札手続きに時間を要する場合などには、開札日時を別途指定し支出負担行為担当官から連絡を行う。

6　その他

（1）契約手続に使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（2）入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告、説明等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（3）落札者の決定方法　最低価格落札方式とする。

イ　本入札説明書に従い書類・資料を提出したうえで、入札書を提出した入札者であって、この説明書に明記された競争参加資格を満たすことの出来ること及びその他の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有利な入札を行った者を落札者とする。

ロ　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

ハ　契約は、見積もった契約希望総価（消費税を含む）による総価契約とする。

（4）契約書の作成

イ　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し取り交わすものとする。

ロ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ハ　上記ロの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

ニ　契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

（5）支払条件　仕様書及び契約書による

（6）競争参加資格の確認のための書類の取り扱い

イ　資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ロ　契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはない。

ハ　一旦受理した書類は、返却しない。

ニ　一旦受理した書類の差し替え及び再提出は認めない。

（7）異議の申立　入札者は、入札後、この入札説明書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（8）その他については、契約書、仕様書、作業基準書等による。

以上。

園内ネットワーク及びコンピュータ設備保守業務委託 一式

仕　様　書

平成２９年９月

国立療養所沖縄愛楽園

第1章　総則

第1条　適用範囲

１．本特記仕様書は、厚生労働省国立療養所沖縄愛楽園が委託する「平成29年度国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク及びコンピュータ設備保守業務委託一式」(以下、「本業務」)に適用する。

２．契約に係わる日数及び月数の解釈は、民法(明治29年法律第89号)第138条から第143条で定めるところによるものとする。

第2条　履行場所

本業務の履行場所は、下記のとおりとする。

沖縄県名護市字済井出１１９２番地
国立療養所沖縄愛楽園

第3条　履行期間

本業務の履行期間は、平成29年11月1日から平成30年3月31日までとする。

第4条　再委託

１．受注者は、業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

２．前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術判断等をいうものとする。

３．受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、または請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、予め再委託の相手方の住所、氏名再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

４．前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理、計算処理等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

５．第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

６．再委託先との契約内容には、発注者の情報セキュリティポリシーの遵守を義務付けるとともに、受注者の社内規定及び情報セキュリティポリシー、再発注者社内規定及び情報セキュリティポリシーを遵守する内容を盛り込み契約する。契約の内容については、契約書の写しを発注者に提出する。

第2章　業務内容

第5条　業務目的

本業務は、国立療養所沖縄愛楽園で園内ネットワークシステムを構築している機器(サーバ、クライアントPC、プリンタ等)及びコンピュータ設備の運用管理を行うとともに、園内ネットワークシステム及びコンピュータ設備に関する技術的なサポート及び教育を積極的に行い、業務を円滑に行えることを目的とする。

第6条　業務範囲及び内容

下記事項を基本とし、システム管理及び運用上必要となる事項等について、必要に応じ技術的な助言を行い、各種サーバの運用、バックアップ及びソフトウェア管理を実施するものとする。

また、パソコンについては各クライアントの要望及び対応障害を行う。
ハードウェア、ソフトウェア、周辺機器の基本操作に関する指導及び助言を行い、必要に応じ技術的な対応を行うものとする。

1．サーバ管理
・サーバの定期的なログ確認、ディスク管理、設定変更、バックアップ、適切なアップデートを行う。
・サーバ障害時の調査、復旧対応、原因究明を行う。
2．サーバ運用
・サーバで動作し園内ネットワークで運用されているソフトウェアに対し、適切な設定、管理、アップデートを行い、業務を円滑に行えるようにすること。
3．常駐支援
・職員向けのパソコン等（デスクトップパソコン、ノートパソコン、各種プリンタ等のネットワーク接続クライアント端末及びネットワークに接続しない一部スタンドアロン機器）の使用方法のヘルプデスク業務。
・パソコン・ネットワーク障害発生時の復旧対応。
・パソコン移動、人事異動にともなう各種設定変更作業の実施。
・パソコン・ネットワーク機器の資産管理台帳の作成支援。
・ウイルス常時監視システムの構築と混入時の緊急対処。
・ネットワーク機器、パソコン・プリンタ等増設時のネットワーク設定。
4．インターネットネットワークセキュリティ対策
・ファイアウォールを適切に設定・運用し、外部からの不正アクセスを防止すること。
5．園内ネットワークセキュリティ対策
・予め定められた園内ネットワークセキュリティを保持できるよう、ネットワーク機器を適切に設定・運用をすること。
・レイヤー３スイッチングハブ等のマルチレイヤースイッチが導入された場合には、園内ネットワークセキュリティの概念に基づき、適切なフィルタリング設定を実施し、不正アクセスの制限をすること。
6．園内ウイルス対策
・ウイルス対策ソフトウェア(トレンドマイクロ社 ウイルスバスター Corporate Edition)を適切に設定し、パターンファイルの更新、セキュリティアップデート等を実施すること。
・万一ウイルスが混入した場合には、担当者に円滑に通知がいくように設定すること。
・ウイルスが混入した場合には、速やかに担当者に報告し、適切な処置を行うこと。
7．運用管理
・園内ネットワークを運用していく上で必要となる技術情報を調査し、文書として管理すること。
・技術情報に変更があった時には速やかに文書を更新すること。
8．その他
・上記に記載されていない事項についても、ネットワークを安定して稼働させるために必要と思われることが発生した場合には、事前に提案した上で担当者の指示に従うこと。
・また、園内に存在している他のネットワークに問題等が発生した時は、担当者と協議のうえ、可能な限り対応すること。
・その他園内システムに関する園側の要請による一次対応を行うこと。
・情報セキュリティに関する園側の要請による対応を行うこと。

第7条　業務実施条件

１．業務を行う時間帯は、原則として国立療養所沖縄愛楽園の開庁日（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始[12月29日～1月3日]を除いた日。）における開庁時間とする。

２．受注者は業務従事者を前項の時間帯において国立療養所沖縄愛楽園内に常駐させるものとする。

第8条　緊急時の対応

受注者は国立療養所沖縄愛楽園内で災害が発生した場合、及び発生する恐れがある場合、または園内ネットワークに予期せぬ事態が発生した場合など、担当職員から指示があった場合には本特記仕様書第7条第2項に定める時間帯以外であっても運用技術者に業務を行わせることとする。

第9条　契約の変更

本業務の実施にあたり、業務範囲・内容または業務実施条件に変更が生じた場合には、発注者と受注者が協議のうえ契約変更を行うことができるものとする。

第10条　事務用品等

業務上必要な事務用品等は、受注者が負担するものとする。

第3章　個人情報の取り扱いについて

第11条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第7条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、減失、改ざんまたは棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第12条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

第13条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、予め本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第14条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用、または提供してはならない。

第15条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製し

てはならない。

第16条　再受注の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第17条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

第18条　資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために受注者から貸与され、または受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後、または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄、または消去等別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第19条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適宜確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、または検査することができる。

第20条　管理体制の整備

受注者はこの契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定する等管理体制を定めなければならない。

第21条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第4章　その他

第22条　受注者の義務

受注者は、契約の履行にあたって業務の意図及び目的を十分理解した上で、各条項を満足するよう努めなければならない。

第23条　疑義

受注者は、業務の遂行中に本特記仕様書に明記なき事項が発生し、方針及び条件に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第24条　セキュリティに係る事項

１．機密保持の厳守

受注者は業務上知り得た機密情報を、業務遂行のため知る必要のある自社職員、契約者、再受注者及び発注者以外に開示、漏えいしてはならない。なお、機密保

持事項については、履行期間はもとより、履行期間終了後においても有効に存続するものとする。

2．緊急事態発生時の補完措置

業務遂行上において、セキュリティに関連する緊急事態が発生した場合についての補完措置を予め業務計画書に含めて提出し、担当職員の了解を得るものとする。

3．ポリシーの遵守

受注者は、発注者のセキュリティポリシー並びに自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

4．貸与資料等の取扱い

発注者の情報セキュリティに関する資料は次のとおり遵守するものとする。

・資料を閲覧することができる者の範囲は、納入計画書に明記された担当者に限定するものとする。
・資料を閲覧できる場所は、国立療養所沖縄愛楽園内および受注会社施設内とするものとする。

5．業務文章の取り交わし

業務文章の取り交わしについては原則として担当職員に直接手渡すものとする。なお、それによりがたい場合は下記のとおりとする。

・情報セキュリティに係る文章を電子メール等で送信する場合は、文書にパスワードを付す等必要なセキュリティ対策を施すものとする。
・電子メールで取り交わしを行う文書のパスワードは、電子メール以外の方法で伝達するものとする。

全体ネットワーク構成図 ＜概要＞

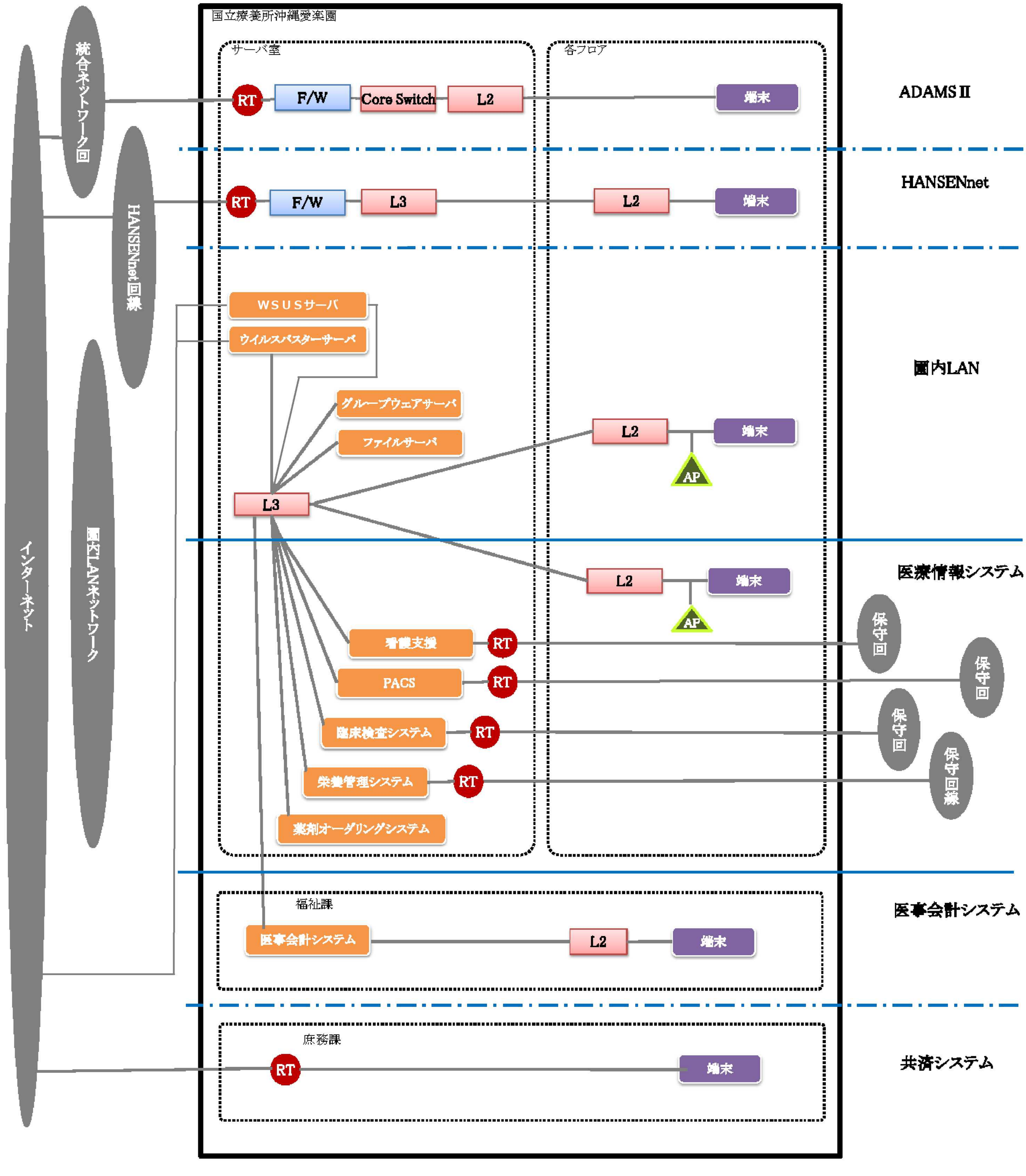

※詳細なネットワーク構成図（論理・物理）については契約締結後に提供する。

国立療養所沖縄愛楽園において導入中のシステム関連ソフトウェア

・ネットワークセキュリティ統合管理ツール：沖縄愛楽園において現在導入なし

・ウイルス対策ソフト：トレンドマイクロ社 ウイルスバスター Corporate Edition

・グループウェア：NEO JAPAN社 desknet's

・メールサーバ・プロクシサーバ：厚生労働省本省に設置

別紙

技術審査資料作成要領

平成29年度 国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク及びコンピュータ設備保守業務委託 一式における技術審査資料として提出する書類として別記様式により「競争参加資格確認申請書」を作成し、社印及び代表者印のそれぞれを押印し、平成29年10月12日（木）12時までに提出することとする。

なお、「競争参加資格確認申請書」の内容は以下のとおりとし、提出する資料は日本語で記述し、用紙の大きさはA４サイズとする。

１．役務の実績を記載した書面（様式１）

（１）次の条件を満たす役務の実績を記載するものとする。

① 本業務と同等または類似の役務とは、重複する期間を除き、通算して1年以上にわたって、ユーザー数200人以上を対象にした電算機器(サーバ、クライアントPC、プリンタ等)で構築されているネットワークシステムの運営管理を行ったものをいう。

② 前項の条件を満たすもので、過去5年間(平成24年度以降)の実績の中から選定する。なお、平成30年3月に業務完了見込のものも実績とすることができる。また、1件の契約内でも本業務と同等または類似の役務の実績の他にその他の業務内容が含まれているものであっても実績とすることができる。

（２）選定した契約の契約書の写し、特記仕様書など、役務の実績を証明するための書面を添付すること。なお、当園が発注したものについては、その事実の記載だけで良い。

２．各種ネットワーク管理ソフトウェアの導入及び管理の実績を記載した書面（様式２）

（１）各種ネットワーク管理に必要とされるソフトウェアの導入及び管理の実績について記載するものとする。

例）NeoJapan社 Desknet's：グループウェア
Motex社 LanScopeCAT：ネットワークセキュリティ統合管理ツール
トレンドマイクロ社 ウイルスバスターコーポレートエディション：ウイルス対策ソフト

（２）次の条件を満たす導入及び管理の実績を記載するものとする。

① 各ソフトウェアについて、導入実績及び通算して1年以上にわたって運営管理を行ったものをいう。

② 前項の条件を満たすもので、過去5年間(平成24年度以降)の実績の中から選定する。なお、平成29年中に業務完了見込のものも実績とすることができる。

（３）各ソフトウェアについて導入の実績を証明するための書面、また、運営管理の実績を証明するための書面を添付すること。なお、当園が発注したものについては、その事実の記載だけで良い。

３．緊急時の体制を記載した書面

（１）監督職員から緊急に業務の履行を指示した場合において、業務実施日、実施時間以外でも２時間以内に運用技術者(交代要員を含む)が業務を実施できる体制が確保されていることを記載するものとする。(様式任意)

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立療養所沖縄愛楽園
　　事務部長　　永田 勝則　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

　平成29年　月　日付で入札公告のありました「平成29年度国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク及びコンピュータ設備保守点検業務」に関わる競争に参加する資格について下記の書類を添えて申請します。なお、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること、並びに下記書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１．役務の実績を記載した書面(様式１)

２．ソフトウェアの導入及び管理の実績を記載した書面(様式２)

３．緊急時の体制を記載した書面（様式任意）

様式１

本業務と同等または類似の役務の実績

商号または名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

件　　名	
発注機関名	
履行場所	
契約金額	
契約日	
履行期間	
受注形態	
操作及び監理対象機器等の名称、緒元	
主な業務内容	

様式２－１

ソフトウェア導入及び管理の実績

商号または名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ネットワークセキュリティ統合管理ツール

ソフトウェア名	
導入機関名	
履行場所	
契約日	
履行期間	

ウイルス対策ソフト

ソフトウェア名	
導入機関名	
履行場所	
契約日	
履行期間	

グループウェア

ソフトウェア名	
導入機関名	
履行場所	
契約日	
履行期間	

様式２－２

ソフトウェア導入及び管理の実績

商号または名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

メールサーバ

ソフトウェア名	
導入機関名	
履行場所	
契約日	
履行期間	

プロクシサーバ

ソフトウェア名	
導入機関名	
履行場所	
契約日	
履行期間	

様式２－３

ソフトウェア導入及び管理の実績

商号または名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

その他①

ソフトウェア名	
機　能　概　要	
導 入 機 関 名	
履　行　場　所	
契　　約　　日	
履　行　期　間	

その他②

ソフトウェア名	
機　能　概　要	
導 入 機 関 名	
履　行　場　所	
契　　約　　日	
履　行　期　間	

その他③

ソフトウェア名	
機　能　概　要	
導 入 機 関 名	
履　行　場　所	
契　　約　　日	
履　行　期　間	

（別紙１）

入札書（第　　回目）

品　　名　　国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク
及びコンピュータ設備保守業務委託　一式

入札金額　　金　　円／平成29年11月1日～平成30年3月31日

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）　　印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長　永田　勝則　殿

（別紙１）の記入例＜全省庁統一資格者証に記載のある代表者が直接入札する場合＞

入札書（第○○○回目）

品　　名　　国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク
及びコンピュータ設備保守業務委託　一式

入札金額　　金　○○○○○○○○○　円／平成29年11月1日～平成30年3月31日

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成○○年○○月○○日　入札書の提出日

（住所）○○○○

（氏名）○○○○株式会社
代表取締役社長　○○○○　　印　代表者の押印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長　永田　勝則　殿

※　**委任状は必要ありません。**

（別紙２）

入札書（第　　回目）

品　　名　　国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク
及びコンピュータ設備保守業務委託　一式

入札金額　　金　　円／平成29年11月1日～平成30年3月31日

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）

代理人　　印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長　永田　勝則　殿

（別紙２）の記入例＜全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた
支社長・支所長等の分任代表者が入札する場合＞

入札書（第○○○回目）

品　　名　　国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク
及びコンピュータ設備保守業務委託　一式

入札金額　　金　○○○○○○○○○　円／平成29年11月1日～平成30年3月31日

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成○○年○○月○○日　入札書の提出日

（住所）○○○○

（氏名）○○○○株式会社
代表取締役社長　○○○○　印は不要

代理人　○○○○株式会社△△支店・支所
支店長・支所長　△△△△　印

支店長・支所長の押印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長　永田　勝則　殿

※　**別紙4の代理人委任状を提出。**

（別紙２）の記入例＜全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた
社員等の個人が入札する場合＞

入札書（第○○○回目）

品　　名　　国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク
及びコンピュータ設備保守業務委託　一式

入札金額　　金　○○○○○○○○○　円／平成29年11月1日～平成30年3月31日

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成○○年○○月○○日　入札書の提出日

（住所）○○○○

（氏名）○○○○株式会社
代表取締役社長　○○○○　印は不要

代理人　△△　△△　印　代理人の押印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長　永田　勝則　殿

※　**別紙4の代理人委任状を提出。**

（別紙３）

入札書（第　　回目）

品　　名　　国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク
及びコンピュータ設備保守業務委託　一式

入札金額　　金　　円／平成29年11月1日～平成30年3月31日

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）

復代理人　　印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長　永田　勝則　殿

（別紙３）の記入例＜全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた
支社長・支所長等の分任代表者から復代理人として代理委任を
受けた社員等の個人が入札する場合＞

入札書（第○○○回目）

品　　名　　国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク
及びコンピュータ設備保守業務委託　一式

入札金額　　金　○○○○○○○○○　円／平成29年11月1日～平成30年3月31日

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成○○年○○月○○日　入札書の提出日

（住所）○○○○

本社代表者から委任を受けた分任代表者

（氏名）○○○○株式会社△△支店・支所
支店長・支所長　△△△△　印は不要

復代理人　△△　△△　印

復代理人の押印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長　永田　勝則　殿

※　**別紙4の代理人委任状及び別紙5の復代理人委任状を提出。**

（別紙４）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立療養所沖縄愛楽園 事務部長　永田　勝則　殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名　　印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所

氏名

委任事項
１．入札及び契約の締結に関すること
２．入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
３．契約物品の納入及び取り下げに関すること
４．契約代金の請求及び受領に関すること
５．復代理人の選任に関すること
６．その他上記に付随する一切のこと

委任期間　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

受任者（代理人）使用印

（別紙４）の記入例＜全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた
支社長・支所長等の分任代表者が入札・契約締結を行う場合＞

委　　任　　状

入札書の提出日

平成○○年○○月○○日

支出負担行為担当官
　国立療養所沖縄愛楽園　事務部長　永田　勝則　殿

委任者（競争参加者）

代表者の押印

住所　　○○○○

氏名　　○○○○株式会社
　　代表取締役社長　○○○○　　印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

印は下記受任者使用印の四角枠内に

住所　　○○○○

氏名　　○○○○株式会社△△支店・支所
　　支店長・支所長　△△△△

委任事項
１．入札及び契約の締結に関すること
２．入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
３．契約物品の納入及び取り下げに関すること
４．契約代金の請求及び受領に関すること
５．復代理人の選任に関すること
６．その他上記に付随する一切のこと

入札書の提出日から契約終了日まで

委任期間　平成○○年○○月○○日　～　平成○○年○○月○○日

受任者（代理人）使用印

印

※　復代理人をたてる場合にも必要。

（別紙５）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立療養所沖縄愛楽園 事務部長　永田　勝則　殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名　　印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所

氏名

委任事項　　１．入札及び見積に関すること

委任期間　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

受任者（代理人）使用印

（別紙５）の記入例 <全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた
支社長・支所長等の分任代表者が入札・見積のみを行う場合>

委　　任　　状

入札書の提出日

平成○○年○○月○○日

支出負担行為担当官
　国立療養所沖縄愛楽園 事務部長　永田　勝則　殿

委任者（競争参加者）

代表者の押印

住所　　○○○○

氏名　　○○○○株式会社
　　代表取締役社長　○○○○　　印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

印は下記受任者使用印の四角枠内に

住所　　○○○○

氏名　　○○○○株式会社△△支店・支所
　　支店長・支所長　△△△△

委任事項　　１．入札及び見積に関すること

入札書の提出日から開札日まで

委任期間　平成○○年○○月○○日　～　平成○○年○○月○○日

受任者（代理人）使用印

印

※　契約締結を本社が行う場合の委任であるので注意。

（別紙６）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立療養所沖縄愛楽園 事務部長　永田　勝則　殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名　　印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（復代理人）

住所

氏名

委任事項　　１．入札及び見積に関すること

委任期間　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

受任者（代理人）使用印

（別紙６）の記入例＜全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた
支社長・支所長等の分任代表者から復代理人として代理委任を
受けた社員等の個人が入札・見積する場合＞

委　　任　　状

入札書の提出日

平成○○年○○月○○日

支出負担行為担当官
　国立療養所沖縄愛楽園　事務部長　永田　勝則　殿

本社代表者から委任を受けた分任代表者の印

委任者（競争参加者）

住所　　○○○○

氏名　　○○○○株式会社△△支店・支所
支店長・支所長　△△△△　　印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（復代理人）

印は下記受任者使用印の四角枠内に

住所　　○○○○

氏名　　○○○○

委任事項　　１．入札及び見積に関すること

入札書の提出日から開札日まで

委任期間　平成○○年○○月○○日　～　平成○○年○○月○○日

受任者（代理人）使用印

印

（別紙７）

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立療養所沖縄愛楽園 事務部長　永田　勝則　殿

住　　所

商　　号

代表者氏名　　印

電子調達案件の紙入札方式での参加について

　貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

１　入札件名

　　国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク及びコンピュータ設備保守業務委託　一式

２　電子調達システムでの参加ができない理由

（別紙８）

平成　　年　　月　　日

質　問　書

支出負担行為担当官
　国立療養所沖縄愛楽園 事務部長　永田　勝則　殿

住　　所

商　　号

代表者氏名　　印

入札件名「国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク及びコンピュータ設備保守業務委託一式」について、下記のとおり質問します。

記

質　問　事　項	
質　問　欄	回　答　欄

誓　約　書

□私
□当社
は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1　契約の相手方として不適当な者
（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
（２）役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者
（１）暴力的な要求行為を行う者
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

平成　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※　個人の場合は生年月日を記載すること。
※　法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

（別紙様式）

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（住　所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（名　称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

支出負担行為担当官
　国立療養所沖縄愛楽園　事務部長　殿

別紙

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。
なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
2　過去１年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
3　契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
4　前記１から３について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長　殿

業務請負契約書

1　業務名　　国立療養所沖縄愛楽園園内ネットワーク及びコンピュータ設備保守業務委託　一式

2　履行場所　国立療養所沖縄愛楽園

3　契約期間　平成29年11月 1日から平成30年 3月31日までとする。

4　契約金額　総額　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　円）
　　月額　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　円）
　　上記消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定に基づき契約金額に108分の8を乗じて得た金額である。

5　契約保証金　　免　除

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園 事務部長　永田　勝則（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、上記の業務請負について、次の条項により契約を締結する。

（総則）
第１条　甲及び乙は、本契約に基づき、別紙業務仕様書に従い、本契約を履行しなければならない。
2　乙は、本契約の履行にあたって常に善良な管理者の注意をもって維持、保持並びに運営をなす責を負い、かつ、関係する法令のすべての規定を遵守しなければならない。

（機械器具の管理及び消耗資材の負担）
第２条　この契約の履行にあたり必要とされる機械・器具・機材及び消耗資材は、乙の負担とする。
2　甲は乙に対し、乙がこの契約を履行するために必要とする電気・ガス・水道等を無償で提供するものとする。

（現場責任者の配置）
第３条　乙は、この契約の履行にあたり、必要に応じて現場責任者及び現場責任者補助者を選任して次の任にあたらせるものとする。
① 乙の従業員の指揮監督
② 本契約の履行に関し、甲との業務連絡調整
③ 契約に基づく履行状況の確認
2　甲が乙に対し、この契約の履行に関する発注者としての指示等を行う場合には、乙が選任した現場責任者又は補助者に対して行うものとし、乙の業務従事者に対して直接これを行ってはならないものとする。

（業務員の勤務要件）
第４条　乙は、委託業務を実施する職員（以下「業務員」という。）の服務、福利厚生及び保健衛生の維持等に関し一切の責めを負うとともに、甲が不適当と認めた業務員については、使用してはならないものとする。
2　乙は、業務員が業務に従事するときは、名札を着用させ、乙の業務員であることを明確にすること。

（個人情報に関する秘密保持等の義務）
第５条　乙及び乙の従業員は、この契約において処理することとされた事項に関して甲から提供された個人情報または処理を行うに当たり知り得た個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（業務従事者の個人情報の保護に関する措置）
第６条　乙は、この契約業務に従事する者について、個人情報の保護に関する非開示契約の締結、教育訓練等の必要な人的安全管理措置を講じ、かつ、契約の処理に当たり適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の複製等の制限）
第７条　乙及び乙の従業員は、甲と合意した目的・方法等によらないで、甲から提供された個人情報を利用もしくは加工し、複製もしくは送信し、または当該個人情報が記録された媒体を送付もしくは持ち出してはならない。

（個人情報の漏洩等の事案の発生時における対応）
第８条　乙及び乙の従業員は、甲から提供された個人情報が漏洩し、または漏洩したおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

（委託終了時における個人情報の消去）
第９条　乙及び乙の従業員は、この契約が終了したときは、直ちに甲から提供された個人情報を消去しなければならない。

（秘密保持規定の効力）
第１０条　第5条（個人情報に関する秘密保持の義務）の規定は、契約期間の経過または契約の解除により契約が終了した後についても効力を有する。

（個人情報保護に関する規定に違反した場合における契約解除等の措置）
第１１条　乙及び乙の従業員が第４条から前条までの規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

（個人情報保護に関する規定に違反した場合における損害賠償）
第１２条　乙が第4条から前条までの規定に違反した場合には、乙は甲が被った損害を賠償しなければならない。

（売掛債権担保融資保証に係る譲渡禁止特約の解除）
第１３条　乙（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に定める中小業者）は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
2　乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項但し書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し民法（明治29年法律第89号）第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い若しくは乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を認めるものとする。
①　甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

② 丙は、譲渡対象債権を第1項但し書きに掲げる者以外者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
③ 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙との間において解決されなければならないこと。

3　第1項但し書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令〈昭和22年勅令第165号〉第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

4　乙は、前項の但し書きの規程による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

（遅滞料）
第１４条　甲は、乙の責に帰す事由により本契約に定める期日までに履行できないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

（履行の延期）
第１５条　乙は、その責に帰すべき以外の天災地変その他の事由により履行遅滞が生じたときは、その事実の発生後、速やかにその状況を詳細に記載した書面により、甲に通知しなければならない。

2　甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに調査を行い、その状況を確認し、結果を乙に書面をもって通知するものとする。

3　甲は、前項により状況が確認され、その事由が正当と認められるときは、第14条に定める遅滞料を免除して、履行の延期を認めることができる。

（検　査）
第１６条　乙は、実施した作業の内容その他の必要事項を別に定める日誌に記録し、その都度甲に報告しなければならない。

2　甲は、前項の報告を受けたときは、ただちに乙の立会いのもとに検査を行うものとする。

3　甲は、前項の検査によって業務の完了を確認したときは、乙に通知するものとする。

4　乙は、第2項の検査に合格しないときは、甲が指定する期限までに再点検の業務を行い、再度甲の検査を受けなければならない。

（契約代金の支払の時期及び方法）
第１７条　乙は当該月の業務の検査終了後、当該月分の支払請求書を作成し、甲に請求するものとする。

2　甲は前項の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「支払期日」という。）以内に契約代金を支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息の額）
第１８条　甲は前条第2項の期限内に支払いをしないときは、支払期日の翌日から起算し支払いする日までの日数に応じ、その支払金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和二十四年十二月大蔵省公示第九百九十一号）で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。

（契約内容の変更）
第１９条　契約期間中において、天災地変その他の不測の事態に基づく経済情勢の激変、患者数の大幅な増減等により、契約金額が著しく不適当であると認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議のうえ、契約金額その他の契約内容及び業務仕様書を変更することができる。

（危険負担）
第２０条　本契約の履行に関して発生した損害については、乙が負担するものとする。
但し、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

（瑕疵担保）
第２１条　乙は、第16条に定める検査後であっても履行内容に瑕疵があったときは、乙はその責任を負うものとし、甲の指示に従わなければならない。

（甲の解除権）
第２２条　甲は乙が次の各号のーに該当するときは、契約を解除することができる。
一　乙が納期までにこの契約を履行する見込みがないとき。
二　乙が第13条の規定に違反したとき。
三　前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反したことにより、契約の目的を達することができないと認められるとき。
四　刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
五　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより，次のいずれかに該当することとなったとき。
ア　独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
イ　独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

（乙の解除権）
第２３条　乙は甲が契約に違反したことにより、履行が不可能となったときは、この契約の全部若しくは一部を解除することができる。

（賠償金）
第２４条　乙がこの契約に関して第22条の一～五のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は甲に生じた実際の損害額又は当該契約の履行期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額（契約期間を定めない場合は契約代金額）の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。但し、次の各号の一に該当するときはこの限りでない。
一　第22条の四の刑が確定せず、棄却されたとき。
二　命令又は処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するとき。

2　乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

3　乙は第23条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。

4　前3項によるほか、別に法令（製造物責任法等）の規定がある場合にはその法令の規定によるものとする。

（談合等の不正行為に係る違約金）
第２５条　乙は、本契約に関し次の各号のーに該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわ

らず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の湯合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙または乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3　第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第２６条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第２７条　甲は、乙が次の各号のーに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第２８条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のーに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為。

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為。

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。

（５）その他前各号に準ずる行為。

（表明確約）

第２９条　乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2　乙は、前2条各号のーに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が委員次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下に同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第３０条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2　甲は、乙が下請負人等が解除対象であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を確認したとき、または正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第３１条　甲は、第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

2　乙は、甲が第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第３２条　乙は、自らまたは下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、または下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第３３条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第３４条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（２）乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（３）乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第３５条　第34条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約

締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
2　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
3　第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（再委託）
第３６条　乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
2　乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。但し、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
3　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
4　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）
第３７条　乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項但し書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）
第３８条　乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙１の履行体制図を甲に提出しなければならない。
2　乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。但し、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
（１）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
（２）事業参加者の住所の変更のみの場合。
（３）契約金額の変更のみの場合。
3　前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（紛争の解決）
第３９条　本契約及び業務仕様書について甲乙間に紛争又は疑義が生じたときは、必要に応じて第三者の意見を聞き、甲乙協議のうえ解決するものとする。

（補　則）
第４０条　本契約及び業務仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

上記の契約を証するため本契約書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自１通を保持する。

平成２９年　　月　　日

甲　沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長　永田　勝則　　印

乙

印

様式１

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立療養所沖縄愛楽園 事務部長　永田　勝則　殿

名称

代表者氏名　　印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．委託する相手方の商号又は名称及び住所

２．委託する相手方の業務の範囲

３．委託を行う合理的理由

４．委託する相手方が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式２

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立療養所沖縄愛楽園 事務部長　永田　勝則　殿

名称

代表者氏名　　印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式３

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立療養所沖縄愛楽園 事務部長　永田　勝則　殿

名称

代表者氏名　　印

履行体制図変更届出書

契約書第３８条第２項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

２．変更の内容

３．変更後の体制図

別紙１

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】
・各事業参加者の事業名及び住所
・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
・各事業参加者の行う業務の範囲
・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】
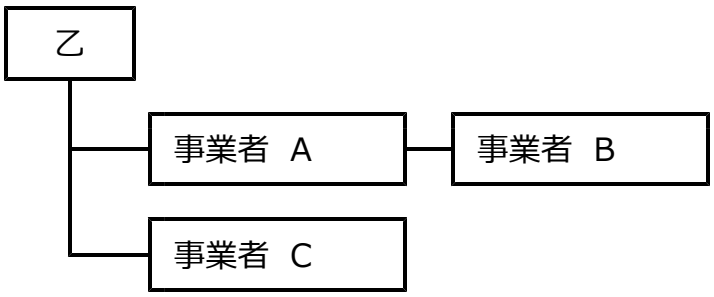
事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	沖縄県○○市…	円	
B